



# 商店街灯等を 区道に設置する際は 道路占用許可の手続きが必要です

商店街灯等を区道に設置する場合は道路占用許可の手続きが必要になります。  
また、道路占用許可と併せて所轄警察への道路使用許可の手続きも必要になります。  
以下の手続きの流れをご参照ください。

## 区道の道路占用許可手続きの流れ

### 1 土木管理課占用係への事前相談

補助金申請前

- ▼ 設置計画が占用許可基準に適合するかどうかの確認をします。
- ▼ 所轄警察との調整が必要な場合もありますので、早めに占用係への協議をお願いします。

### 2 道路占用許可(区)と道路使用許可(警察)の申請

補助金交付決定後

- ▼ 必要書類は申請書、現場案内図、現場写真、構造図面、構造計算書等になります。
- ▼ 申請書については新宿区の道路占用ホームページにございます。
- ▼ 窓口にてお渡しすることもできます。

### 3 道路占用許可書の発行

設置工事前

申請から約1～2週間で占用許可書をお渡しいたします。  
許可書の発行後に設置工事をしてください。

※国道、都道の場合は、各道路管理者に手続きをしてください。



既に道路占用許可を取っている商店街灯を老朽化等で建替する場合も道路占用許可、道路使用許可の手続きが再度必要になります。  
また、防犯カメラやフラッグを商店街灯に共架する場合も同様の手続きが必要になります。

道路占用をするにあたっては占用許可基準があります。裏面をご参照ください。  
占用許可基準に適合していないと占用許可をお出しすることが出来ません。

問合せ

新宿区 みどり土木部 土木管理課 占用係  
区役所本庁舎 7階2番窓口

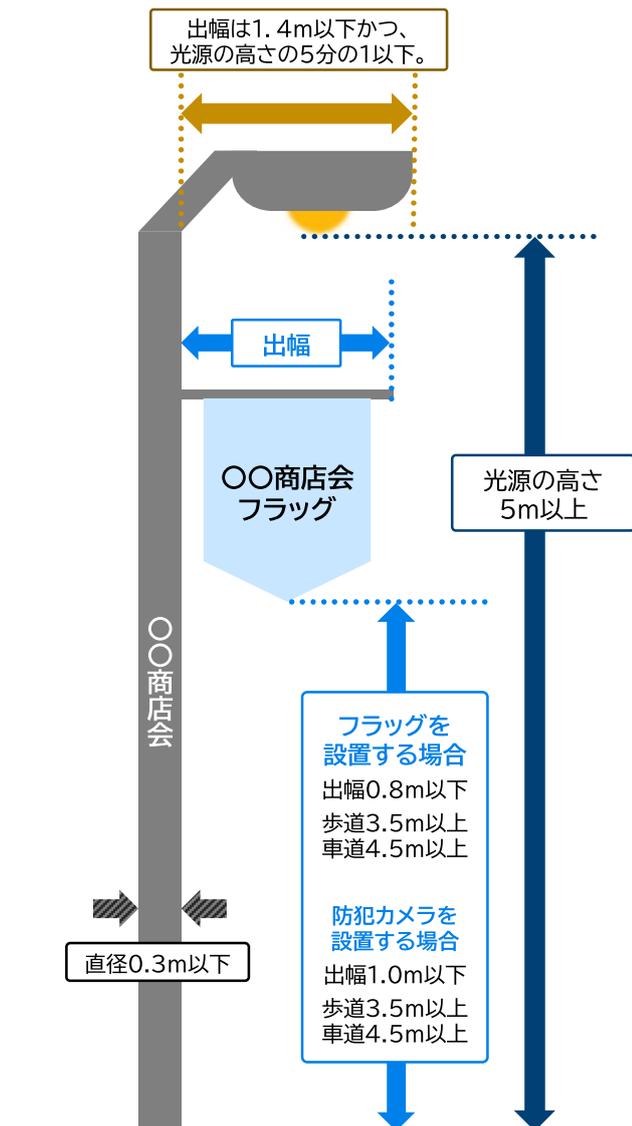


03-5273-3574(直通)

## 主な道路占用許可基準

- ✓ 横断歩道、消火栓、交差点、信号機、標識の前後5mは原則設置しないこと。
  - ✓ 道路幅員10m以下は原則片側に設置すること。
  - ✓ 光源の高さは5m以上とすること。
  - ✓ 灯柱は金属又は鉄筋コンクリート製、直径は0.3m以下にすること。
  - ✓ 灯柱の側方に構造物を突き出す場合、出幅は1.4m以下でかつ、光源の高さの5分の1以下とすること。
  - ✓ 設置間隔は道路幅員20m以上の場合は20m以上ごとに、道路幅員15m未満の場合は15m以上ごとにすること。
  - ✓ 商店会フラッグを共架する場合は、出幅は0.8m以下とし、その下端は歩道においては路面から3.5m以上、車道においては4.5m以上とすること。
  - ✓ 防犯カメラを共架する場合は、出幅は1.0m以下とし、その下端は歩道においては路面から3.5m以上、車道においては4.5m以上とすること。
- ※ 歩道とはガードレールや段差等で歩行者のみ通行できる道路を指します。白線等が引かれているだけの場合は車道扱いになります。

### 設置例(立面図)



### 設置事例(平面図) 道路幅員10mの場合

